

第 1 趣旨

この基準は、四国中央市広告掲載要綱（平成 17 年四国中央市告示第 81 号。以下「要綱」という。）に基づき、四国中央市ホームページへの広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) バナー広告 四国中央市ホームページ（以下「市ホームページ」という）内に表示される広告画像をいう。
- (2) リンク 市ホームページから広告主のホームページへ繋げることをいう。
- (3) 情報掲載ページ 市が作成するもので、事業所名、住所、電話番号、設立年月日、代表者氏名、事業所写真、事業内容等を掲載するものとし、市で製作するものをいう。

第 3 広告の種類

市ホームページに掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という）とする。

第 4 掲載可能な広告

市ホームページに広告を掲載することができる広告の内容、広告のデザイン及びリンク先ホームページの内容等については、要綱及び四国中央市バナー広告表現ガイドラインによるものとする。

第 5 広告の制限等

広告のリンク先ページが、次の各号に掲げるものに該当する場合は、広告媒体に掲載しないものとする。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
 - ア 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
 - イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - ウ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
 - エ 意見広告に関するもの
 - オ 個人、法人の名刺広告又は代表者の写真広告
 - カ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
 - キ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
 - ク 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
 - ケ 社会的に不適切なもの
 - コ 国内世論が大きく分かれているもの
- (2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 誇大な表現、根拠のない表示や誤認を招くような表現
 - イ 射幸心を著しくあおる表現

- ウ 人材募集広告については労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）等関係法令を遵守していないもの
 - エ 虚偽の内容を表示するもの
 - オ 法令等で認められていない業種・商法・商品
 - カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
 - キ 貸金など町の金融に関するもの
 - ク 不動産物件に関するもの及び宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）若しくは建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）による登録のなされていない業者のもの
 - ケ 責任の所在が明確でないもの
- (3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度是非を検討するものとする。
 - イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
 - ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
 - エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
 - オ 風俗営業等の規制及び適正化などに関する法律に定める営業広告
 - カ ギャンブル等を肯定するもの
 - キ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

2 使用できる広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) バナーのサイズ
縦 60 ピクセル・横 120 ピクセル
- (2) バナーの画像形式
GIF（アニメ可）・JPEG・PNG
- (3) バナーのデータ容量
4KB 以下
- (4) 前 3 号に定めるもののほか、市長が特に認めるもの

第 6 広告の掲載位置及び枠数

掲載する広告の位置及び枠数は、市長が指定する。

第 7 広告の掲載期間

広告を掲載する期間は、1 月単位とする。ただし、広告掲載希望者が希望する場合は、この限りでない。

2 広告掲載の開始日及び終了日は、市長が別に定める。

第 8 広告掲載希望者の募集

広告掲載希望者の募集は、市ホームページ又は広報紙等で公募するものとする。

2 前項の募集は、広告枠を新たに設置したとき、又は広告枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。

3 市長は、公募を行うにあたって、広告主となり得る者及び広告会社に対し、広告掲載の案内をすることができるものとする。

第9 広告掲載の申し込み

四国中央市ホームページへの広告掲載希望者は、四国中央市広告掲載申込書（様式第1号）により、郵送、FAX又はEメールで、市長が指定する期間内に申し込むものとする。

第10 広告掲載の決定

市長は、第4の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

- 2 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について広告掲載希望者に四国中央市ホームページバナー広告掲載決定通知書（様式第2号）を送付するものとする。
- 3 市長は、広告掲載希望者が、第6に規定する枠数を超えたときは、次の順位により決定する。なお、同順位のものなかでは掲載希望月数の多いものを優先することができる。
 - (1) 公社、公団、公益法人及びそれに類するものに係る広告
 - (2) 公共的性格のある私企業で、市内に事業所等を有するものに係る広告
 - (3) 前号に規定するもの以外の私企業又は自営業で市内に事業所等を有するものに係る広告
 - (4) 第1号及び第2号の規定に該当しない私企業及び自営業で、市内に事業所等を有しないものに係る広告
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が市ホームページに掲載する広告として適当であると認める広告
- 4 前項に規定する場合において、広告掲載希望者が第6に規定する枠数を超えるときは、抽選により決定する。
- 5 市税の滞納があるものの広告は、掲載しない。

第11 広告掲載内容の承諾

広告掲載可の決定を受けたもの（以下「広告主」という）は、四国中央市バナー広告掲載承諾書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

第12 広告原稿の作成及び提出

広告主は、掲載するバナー画像を市長が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

- 2 バナー画像は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

第13 広告掲載料

広告掲載料については、類似広告の市場価格等を考慮し、市長が決定するものとする。

- 2 広告主は、広告掲載料を市長の指定する期日までに、一括前納しなければならないものとする。

第14 広告内容、デザイン等の審査及び協議

広告の内容及びデザイン等については、四国中央市及び市ホームページの信用性及び信頼性等を損なうことのないよう、広告主と四国中央市が必ず協議するものとする。

- 2 デザイン等広告表現に関する基準は、第4に規定するもののほか、市長が別に定める。

第15 広告内容等の変更

市長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページ内容等が各種法令に違反し、若しくはそのおそれ、又はこの基準等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

第16 広告掲載の取り消し

市長は、次の各号に該当する場合は、広告主への催告、その他の手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができるものとする。

- (1) 指定期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき。
- (4) 広告主、バナー広告の内容またはリンク先ホームページの内容等が、各種法令に違反し、若しくはそのおそれがある場合又はこの基準等に抵触するものである場合で、第16の規定によっても解消できないとき。
- (5) その他、市ホームページへの広告掲載が適切でないと市長が認めたとき。

第17 広告掲載の取り下げ

広告主は自己の都合により、市ホームページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

- 2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は、書面により市長に申し出なければならない。
- 3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、既納の広告掲載料は返還しないものとする。

第18 広告掲載料の返還

広告主の責めによらない理由により、広告の掲載を取り消したときは、既納の広告掲載料を当該広告主に返還するものとする。

- 2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載を取り消した月以降の納付済月額の総額とする。
- 3 第1項の規定により還付する広告掲載料は、利子を付さない。

第19 広告掲載期間の延長

広告掲載期間内に、四国中央市の都合により市ホームページを閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わないものとする。

- 2 広告主の責めによらない理由により、四国中央市が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかった日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

第20 広告主の責務

広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。
- 3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

第21 リンク先

広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更の1週間前までに広報担当課に連絡するものとする。

第22 裁判管轄

この基準に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は、四国中央市の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

第23 疑義等の決定

この基準に疑義があるとき、又はこの基準に定めのない事項については、別途協議の上定めるものとする。

第24 準用

この基準に定めるもののほか、広告に関して必要な事項は、四国中央市バナー広告掲載料基準表を準用する。

第25 その他

この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成21年3月27日告示第54号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年5月1日告示第93号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成28年3月28日告示第24号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

年 月 日

四国中央市広告掲載申込書

四国中央市長 様

四国中央市ホームページへのバナー広告掲載を次のとおり申し込みます。

広 告 掲 載 希 望 者	住所又は所在地		
	ふりがな		
	氏名又は名称		
	ふりがな		
	代表者職氏名		
	ふりがな		
	担当者氏名		
	連絡先	T E L	
		F A X	
		Eメール	
業 種			
市税滞納状況		有 ・ 無	
掲載希望期間	年 月から 年 月（ か月）		
掲載希望位置	サイドバナー ・ アンダーバナー		
掲載希望規格	縦（ ） * 横（ ）		
アニメーションの有無	無 ・ 有（ 枚）		
リンク先 URL			
広告の内容 (バナーの内容 をお書きください)	※バナー広告が既にある場合は添付してください		
そ の 他			

年 月 日

四国中央市ホームページバナー広告掲載決定通知書

様

四国中央市長

年 月 日付けで申し込みのありました四国中央市ホームページの掲載希望につきまして次のとおり決定しましたので通知します。

1 申込者 住所又は所在地

氏名又は名称

2 決定区分 (1) 掲載できます

(2) 掲載できません

(掲載できない理由)

3 その他

四国中央市バナー広告掲載承諾書

年 月 日

四国中央市長 殿

申込者： ㊟

住 所：

1. 広告期間 年 月 日

2. バナー（※下段にイメージを貼り付けてください 白黒可）

下記に同意し広告の四国中央市ホームページへの掲載を承諾いたします。

記

1. 「四国中央市バナー広告表現ガイドライン」に従いバナーを作成いたします。
2. 「四国中央市バナー広告取扱基準」及び著作権法、個人情報保護法等、関係法令を遵守します。
3. リンク先ページの内容に変更がある場合は、事前連絡いたします。
4. 広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決します。